

令和7年度第1回  
札幌市動物愛護管理推進協議会

議 事 録

日 時：2026年3月18日（水）午後7時開会  
場 所：動物愛護管理センター 2階 多目的ホール

## 1. 開 会

○事務局（千葉動物愛護管理センター所長） 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回札幌市動物愛護管理推進協議会を開催いたします。

本日、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本協議会で事務局を務めます札幌市動物愛護管理センター所長の千葉でございます。よろしくお願いたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、生活衛生担当部長の吉津からご挨拶を申し上げます。

○吉津生活衛生担当部長 皆様、お疲れさまでございます。

札幌市保健所の吉津でございます。

本日は、ご多忙のところ、札幌市動物愛護管理推進協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様もご承知のとおり、この「あいまる さっぽろ」がオープンしてから、早いもので2年が経過いたしました。この間、教育普及事業の強化と収容動物の健康管理の向上及び適正譲渡の推進を柱に、様々な事業に取り組んできたところでございます。

今年度を振り返りますと、多頭飼育崩壊への対応や高齢の飼い主による飼育困難事例、そのような問題が依然として多数発生したところではありますが、ボランティアの方々や動物愛護団体の皆様との連携、そして、本日お集りの委員の皆様からの多大なるご支援、ご協力によりまして、少しずつではありますが、着実に前進することができたのではないかと感じているところです。

この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

本日の協議会は、今年度の事業報告をさせていただくとともに、次年度に向けた重点的な取組について議論いただく貴重な場であると考えております。

限られた時間ではございますが、今後の札幌市の動物愛護管理行政をより一層推進していくため、皆様方の活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（千葉動物愛護管理センター所長） なお、誠に恐縮ではございますけれども、部長の吉津は、所用によりここで退席させていただきます。ご了承いただければと思います。

〔生活衛生担当部長は退席〕

○事務局（千葉動物愛護管理センター所長） 本日の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、2名の委員から所用により欠席する旨の連絡をいただいております、その他に2名がまだ見えられていないようですけれども、現在、委員11名中7名の出席で、出席者が過半数を超えておりますので、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第17条の規定により、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、次第、委員名簿、座席表、資料①と②と③です。

ここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

国立大学法人北海道大学OneHealthリサーチセンター特任助教の大谷祐紀様です。

公募委員の岡田尚憲様です。

公募委員の勝田珠美様です。

北海道ペット事業協同組合事務局長の佐々木俊平様です。

北海道愛玩動物協会の外崎こずえ様は本日ご欠席をされております。

一般社団法人札幌市小動物獣医師会会長の鳥越慎吾様です。

学校法人工藤学園愛犬美容看護専門学校理事長の中川佳代子様です。

一般社団法人全日本犬訓練士連合協会北海道訓練士会会長の中谷雅子様は、まだ出席されておられません。

公募委員の橋田直美様も、まだ来られておられません。

公募委員の古屋宏二様です。

公募委員の松井多美子様からは本日ご欠席の連絡をいただいております。

以上でございます。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

私は、動物愛護管理センター所長の千葉です。

指導係長の境です。

出席者の紹介は以上です。

なお、本会議は公開となっております。本日はまだいらしておりませんが、報道機関の方も出席していただいて良いということになっております。もしかしたら途中で来られる方がいらっしゃるかもしれませんが、お伝えしておきます。

それから、議事録作成のために録音等をさせていただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、早速議事に移らせていただきますが、以後の進行は鳥越会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 2. 報 告

○鳥越会長 札幌市小動物獣医師会会長の鳥越と申します。

僭越ではございますが、進行を務めさせていただきますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

次第のとおり進めさせていただきます。

まず、報告事項（1）札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（境指導係長） 札幌市動物愛護管理センター指導係長の境です。

私から、札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況におきまして、お手元の資料①に沿ってご説明します。

まず、例年、皆様にご説明させていただいているところですが、札幌市では、平成30年に策定した札幌市動物愛護管理推進計画において、数値目標や、今後推進していく取組を掲げております。

令和7年度の達成状況について、令和8年1月31日までの実績を基に、概略のみ説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。

推進計画の数値目標となっている指標について、平成28年の状況を左側に、令和9年に向けた最終目標を右側に、昨年度と今年度の状況を中心に示しております。また、2ページ目から4ページ目には経年的な変化が分かるグラフを載せておりますので、併せてご確認いただければと思います。

なお、今年度の状況については、まだ令和7年度が完了しておりませんので、1月末までの実績をご報告いたします。

まず、一つ目の項目ですが、動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合について、今年の1月5日から8日にかけて実施した市民アンケートの調査結果を速報値としてお示ししております。

結果は、29.0%ということで、令和9年度最終目標である50%には届きませんが、計画当初の19.8%、前回の令和4年度の19.0%と比較して、大きく数値が改善していることが分かります。

令和5年度に新センターがオープンし、メディアでの紹介も含めてセンターの取組について知っていただく機会が増えた中で、教育普及事業をはじめとした情報発信、教育普及に力を入れてきた効果が出てきているものと考えております。

今後も、この数字をさらに上げていけるように取り組んでまいりたいと思います。

なお、市民アンケート調査の詳細の結果につきましては、次回の協議会で報告させていただきます。

その他、目標を達成できていない指標については、3ページ目をご覧ください。

ここにあるように、犬の咬傷事項数、犬の不衛生に関する相談数、犬の放し飼いに関する相談数など、犬の不適正飼養に関するものが中心になっております。

特に、犬による咬傷事故数については目標から大きく乖離してしまっているところですが、令和4年11月から、咬んだ犬の飼い主に実施している任意アンケートの調査では、初めて事故を起こしてしまった場合でも、事故が発生する前に犬が吠えたり、リードを引っ張って飛びつこうとするなど、咬む予兆が見られたケースがあったことが分かっております。

これらのケースでは、予兆があった時点で飼い主が適切な制御をしていれば事故を未然に防止できた可能性が高いと考えられることから、事故件数を減らしていくため、イベントやSNS等を活用して、犬の適正な飼育や制御方法などについての市民周知に力を入れてまいりたいと考えております。

それ以外の指標につきましては目標を達成できているというところであり、特に犬猫の引取り数や殺処分、収容中死亡の件数など、動物飼養関係の数値については、ボランティアの皆様、北海道大学獣医学部、獣医師会、札幌市小動物獣医師会の先生方に日々ご協力いただいていることもあり、動物福祉や譲渡率の向上に大きく寄与いただいていると感じております。誠にありがとうございます。

5ページ目以降は今年度の取組についてのご報告となりますが、時間も限られておりますので、項目ごとの詳細な説明は割愛させていただきます。

なお、教育普及事業及び収容動物の管理に関する項目については、後ほど議題の(2)と(3)で説明を差し上げます。

推進計画の進捗状況、取組状況に係る事務局からの説明は以上となります。

○鳥越会長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

○佐々木委員 北海道ペット事業協同組合事務局の佐々木です。

この目標数値は何を基準に決められたのか、ちょっと疑問に思いましたので、教えてください。

○事務局（境指導係長） この目標数値につきましては、平成30年に定めた動物愛護推進計画自体を作成するときにも、まさにこういう協議会の中で目標数値などを議論して決めました。

○佐々木委員 直近に作られたものではなくて、結構前に作られたのですね。

○事務局（境指導係長） おっしゃるとおりで、ほぼ10年前に設定した数値です。

○鳥越会長 他にございませんか。

○古屋委員 子どもの動物教育についてですけれども、全国的に学校飼育動物は減少傾向にあります。そんな中であって、センターが行っている教室やその種のもの是非常に貴重な提供だと思えるのですけれども、子どもたちの受け止め方とか父母の感想などがありましたら教えてください。

○事務局（境指導係長） 子ども向けの事業となりますと、資料の5ページを見ていただきたいのですが、1-2に書いてあるどうぶつあいご教室がそれに当たるかと思えます。

これは、市内の幼稚園や保育園に私どもの職員が行きまして、実物の犬を使うわけにはいかないのですけれども、人形などを用いて、動物とのふれあいかたを学ぶ教室です。

この教室は、毎年、とても盛況です。この教室に参加したいという応募もたくさんありますので、子どもたちや先生方からは好評を得ていると考えております。

○鳥越会長 他にありませんか。

○岡田委員 犬の引取り数について、基準値が211、昨年度実績が55、今年度実績が52となっています。最終目標は160となるけれども、160というのはここで収容できる数なのですか。

○事務局（境指導係長） これは、目標値が（最大で）160ということで、実際に令和7年度では52頭しか収容されていません。ですから、目標を大きく下回るほど少ない数しか収容していないということになります。

○岡田委員 それは、ずっと収容し続けるのですか。

○事務局（境指導係長） 譲渡などでの出入りはありまして、今、犬はほとんどいないのですが、入ってきたトータルの数（年間）52ということなんです。

○岡田委員 猫についても、ここのX（旧Twitter）を見ていると、引き取りましたという情報が結構出ていますが、行った先のトレーサビリティといいますか、その猫はずっと大丈夫なのだろうかというところが気になるのです。

○事務局（境指導係長） おっしゃるとおり、譲渡した後のアフターフォローというのは動物愛護管理センターの長年の課題です。

ただ、ここ数年で見ると、400頭の猫が入ってきて、ほぼ400頭に近い数の猫が出ていっている状況の中で、全ての動物の後追いはなかなかできないのです。

その中でも、当センターに貼ってある「あれからずっと家族です！！」というものが譲渡先からいただいている報告なのですが、これがその後追い事業の一つになります。あとは、フォローができない分、力を入れているところは、譲渡時の面談です。私どもの指導係には5人の獣医師がいるのですが、譲渡してほしいという方がいらっしゃったら、家族の状況や収入の状況を、また、私どもは猫の健康状態までは保証できてないのですが、それでも最後まで飼えますかとか、かなり詳細な聞き取り、面談をした上で譲渡をしています。

これは数値を取っているわけではないのですが、この「あいまる」ができて譲渡数が伸びているのに対して、昔から多かった譲渡後のトラブルがなくなっています。返したいとか、やっぱり飼えないとか、そういうご意見は来なくなっているのです。ですから、後追いのフォローはできてないのですが、譲渡時の聞き取りなど、何とか適正な譲渡ができるように努力しております。

○岡田委員 他のデータを見ていくと、全国的に、多頭飼育で崩壊したところの猫を引き取ったという情報がいっぱい出てきます。本当に相当数が引き取られているのだけでも、引き取られた先も本当に生きていたのだろうかというのがすごく心配になっています。

これもXで知ったのですが、成城大の先生などは、引取り猫を4頭飼っていて、全部を死ぬまで飼っているのですが、すごい時には毎日病院に行って点滴注射をしたり皮下注射をしたりというふうにやっていて、そういう人もいるのですが、一般の家庭で猫や犬が病気になって病院に行った経費というのは結構なものだと思うので、本当にできているのか、いつも気になるところです。どこの保健所を見ても気になっていて、実際にどうなのかという数字を知りたい気持ちがあります。

○事務局（境指導係長） 譲渡後の状態については、これからも課題にはなっていくと思うので、もし方法があれば実行していきたいですし、これからも検討を続けてまいりたいと思います。

○鳥越会長 他にございませんか。

○大谷委員 北海道大学の太谷です。

ハードワークをありがとうございます。

皆さんの質問に関連するのですが、数値目標について、例えば引取り数というのはかなりいい感じで達成されていると思うのですが、この数値目標は、もうこのまま据え置きでいくのか、さらに上を目指すのかというのはどういうふうにお考えでしょうか。

○事務局（境指導係長） これも議題（3）の一番最後でお話をしようと思っていたのですが、けれども、『動物愛護推進計画』というのは10か年の計画で、あと2年で終わってしまうところまで来ています。ですから、来年度から、第2次実施計画といいますか、今の『動物愛護管理推進計画』の次の計画をつくっていく作業に入りますが、そこで、この数値目標を達成できているものはもっと厳しい数値にしていこうと考えています。

恐らく、数値をどれぐらいに設定していくかというご議論もこの協議会の中でお願いする形になると思いますので、これも最後にお話しさせていただきますが、来年度は、年1回の開催ではなく、2回なのか、3回なのか、複数回の協議会を開催させていただいて、ご意見を聞かせていただくことになると思います。よろしくお願います。

○大谷委員 もう一点は、市民調査の結果ですが、具体的に何名くらいの方からご回答をいただいたデータになるのでしょうか。

○事務局（境指導係長） インターネットを用いたアンケートで、500くらいのベースだったと思います。

○大谷委員 無作為抽出ですか。

○事務局（佐々木）　そうです。年齢や性別に大きな偏りが出ない形でアンケート調査を実施しています。

○大谷委員　人を咬んでしまった犬の飼い主さんアンケートの回収率はどのくらいでしょうか。

○事務局（境指導係長）　すみません。回収率は出していなかったです。郵送するときと一緒にお渡ししているのですが、即答はできないです。

○大谷委員　いい感じに数値を達成できているところに関しては、ぜひ上を目指したいなと思うと同時に、咬傷事故というのはなかなか減らないのだなと思っているのですが、この要因は何かあるのでしょうか。

○事務局（境指導係長）　一つ考察しているところがありまして、ふだん電話などで様子を聞いていると、私が一般職でいた十数年前に比べてマナー自体は上がっている実感はあります。ただ、咬傷事故が増えてしまっている原因には他の側面がありまして、一つは、咬傷事故を起こしてしまったら届け出なければいけないということが、より札幌市民に周知されてきているのだと思うのです。動物病院の先生方がそういうことをきちんと発信してくださっているということも一つありますし、他に大きいのは、『札幌市動物の愛護及び管理に関する条例』を策定したときに、咬傷事故を起こしてしまったら届け出ましょうということをパンフレットなどを使って大きく広報したのです。実際に『動物愛護管理条例』ができた後から届け出数が増えているので、単純に札幌市内で咬傷事故が増えているのではなくて、届け出制度が周知されたために数値として表に出てきているという考察もできるのではないかと考えています。

○鳥越会長　他にありませんか。

○中川委員　学校法人工藤学園の中川です。

私はこちらのXをフォローしてないので、もしかしたら違うかもしれないのですが、今、岡田委員がおっしゃったように、猫が引き取られた後の猫の状態が心配なところがあるのですが、「あれからずっと家族です!!」というのはXに載せていらっしゃるのですか。

○事務局（境指導係長）　載せています。

一応、郵送で紙媒体で送ってくれる方もいるのですが、こちらに来たときにXで見せていいですかという確認を取った上でやっています。これも、載せると好評だったりするし、次のうちの譲渡促進にもつながるのです。ですから、すごく効果的な広報だと思っています。

○中川委員　それが非常に心温まるなと思って、ぜひそういうものがいっぱい出てくるといいなと思って質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○鳥越会長　他に何かございますか。

○勝田委員　猫の引取り頭数も結構多い数字になっていますが、この中で相談案件は何件くらいセンターに来ているのかが分かるかと思っています。

○事務局（境指導係長）　それについては、議題（3）の中で、相談件数と、370件引き取っているうちの何割ぐらいが多頭飼育崩壊かという数値が出てきますので、そこで見ただけだと思います。

○鳥越会長　他にございませんか。

○古屋委員　収容個体についてですが、例えば、猫エイズなどの検査をしておられると思うのですが、検査結果が陽性になった場合に、その後の対処の仕方、対応の仕方、あるいは、その後の治療はどのように行われているのでしょうか。

○事務局（境指導係長）　これも私どもの課題ではあるのですが、実はエイズ、白血病の検査ができておりません。

ただ、白血病はあまりないのですが、エイズであることが分かって入ってくるケースがあります。そうなった場合の対処としては、お世話するのを最後にして感染症の蔓延を防ぐということはやっています。また、今はまだ分かって入ってきたケースがないので実行していないのですが、もし白血病が入ってきてしまった場合、保護施設で一番考えなければいけないのは、個よりも群を守ることです。万が一にも群のみんなが白血病に感染してしまうなどということが起こってはいけませんので、やはり隔離して飼育することになると思います。

このセンターを建てる時にそこは考えられていて、そんなに広くはないのですが、隔離できる場所も何部屋かはあります。ですから、もし入ってきた場合は、いきなり殺処

分ということはせずに、隔離をして、まずは白血病があっても分かってくれる方への譲渡を目指すということをやっていくことになると思います。

○鳥越会長 他にございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○鳥越会長 続きまして、報告事項(2)動物愛護管理センターにおける教育普及事業について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(境指導係長) 引き続き、資料②に沿ってご説明差し上げます。

当センターでは、教育普及事業の強化を大きな柱として掲げており、令和6年度より動物愛護精神の涵養や動物の適正飼育に関するセミナーを開催しております。

今年度は、第2・第4土曜日に開催しております休日開庁日に合わせて、外部から講師をお招きする形で市民の方々を対象としたセミナーを計10回開催しました。

各セミナーの詳細、実績は、資料に記載のとおりとなっております。

なお、実績についても、令和8年1月末までのもののみを記載しております。

まず、一番上の8月9日に開催された「どうぶつあいごセミナー」では、非営利型一般社団法人ねこたまご代表の後藤様をお招きし、動物愛護団体における猫の保護活動や動物を最後まで飼うことの重要性について小学校中学年・高学年を対象にお話をいただきました。

子猫との触れ合いやセンターのバックヤード見学も併せて実施するなど、体験型、参加型のプログラムを構成したこともあり、会場アンケートも非常によい結果でした。

次に、8月23日に開催されたセミナー「ワンちゃんとの楽しいくらしのために～私たちが考えなければならないこと～」では、札幌動物行動クリニック院長の小田様を講師として、犬の問題行動への対処方法などについて、動物治療の専門家の視点からご説明いただきました。

議題(1)でもご説明したとおり、札幌市では、犬の適正飼養に関する指標が数値目標を達成できていない状況であり、このセミナーは、犬の適正な飼養や制御方法について市民に周知するよい機会になったと考えております。

また、同日に開催されましたセミナー「多頭飼育崩壊をなぜおきてしまうか」では、今日いらしていただいている勝田先生をお招きし、近年、センターでも対応に苦慮している多頭飼育崩壊について、その実態と発生原因、早期発見のための考え方などを分かりやすく解説していただきました。

実は、このセミナーに参加していた札幌市の社会福祉部門の職員から、後日、猫の繁殖が起りかけている市民に関する相談、情報提供をいただきました。結果的に多頭飼育崩壊を未然に防止することができて、セミナーの効果を強く実感したところですし、改めて、市の内部にはなりますが、社会福祉部門と連携することの大切さに気づかされました。

また、11月8日に開催しました「知っておきたい！ペットとの暮らしセミナー」では、犬、猫それぞれの習性や体の構造など、獣医師の視点から日々のお世話のポイントについて、株式会社アニマルアシステッド代表取締役の今木様に詳しく説明をいただきました。

会場でのアンケート調査においても、ほぼ全員から「満足」「ほぼ満足」という回答をいただいております。

なお、スケジュールの都合上、資料には掲載できておりませんが、2月28日、3月14日の午前と午後で開催したイベントへの参加者数は、それぞれ25名、34名、30名でした。このときのセミナーの内容としては、2月28日がペットの終活について、3月14日の午前中は犬のしつけセミナー、午後には災害対策のセミナーを開催しております。

教育普及事業については、もう私どもの柱になっていますので、次年度についても引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上、議題(2)の動物愛護管理センターにおける教育普及事業についてのご説明でした。

○鳥越会長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見などがございましたらお願いいたします。

○大谷委員 こういうイベントの広報はどのような形で行っているのですか。

○事務局(境指導係長) 実は、これは委託業務でやらせていただいているのですが、広報についても委託しています。今年ですと、北海道新聞に記事を載せたり、インターネットの広告を出してみたり、私たち自身でできる場所としては、私どものXはフォロワーも大分増えて

きているので、そこに投稿してみたり、公式ホームページも見てくださる方が多いので、そういったことで広報しています。

○大谷委員 獣医師会との連携はされているのですか。

○事務局（境指導係長） 教育事業の広報の面ではということではできていませんでしたので、来年度に検討させてください。

○鳥越会長 一応、動物病院にはダイレクトメールを送っていただいて、ポスターを貼ったりはしています。

○事務局（境指導係長） ありがとうございます。

○大谷委員 個人的な推察では、関心のある方はアンテナを張って参加されると思うのですが、むしろ、こういうものに無頓着な方に参加していただくことが咬傷事故を減らす上では大事かと思えます。各動物病院における広報は非常に大事だと思えました。

関連して、今年度は咬傷事故が増えたというご報告が先ほどありましたが、例えば、飼い主さんに直接的に小田先生のセミナーなどを周知するということが可能なのでしょうか。

○事務局（境指導係長） ピンポイントでその方ということはやっていないです。

咬傷事故は大きな課題でして、昨年から新しく取り組み始めたところとしては、咬傷事故に特化したチラシを刷新して、機会を見ていろいろなところで配るということは始めています。

ただ、咬傷事故の加害者向けに問題行動のセミナーを受けてくださいということは今のところできていないですが、実現可能性については検討していきたいと考えます。

○大谷委員 多分、飼い主さんもこういう機会を探していると思えますし、せっかくのいいセミナーなので、そういう周知の仕方があってもいいと思えました。

○鳥越会長 獣医師会も協力したいと思えます。

他にございませんか。

○中川委員 それで言うと、今、専門学校は北海道に6校、大学を含めると7校あるのですが、そのうちの5校がいろいろな形でつながっておりまして、年に数回、会議をしています。専門学校には一般の飼い主さんも来るものですから、そういうところにポスターを貼れないかということは会議の議題として上げることはできるのですけれども、どうでしょうか。

○事務局（境指導係長） ぜひお願いしたいです。

むしろ、ポスターができたときに、こちらから中川先生宛てにこういうものを貼っていただけませんかという依頼をさせていただくことは可能でしょうか。

○中川委員 うちの学校はいいのですが、今度の会議で皆さんにお諮りして、そこで了承されましたら、5校は大丈夫です。

○事務局（境指導係長） ありがとうございます。

○鳥越会長 ペットショップ関係でも貼ってもらえたらいいですね。

○佐々木委員 便乗する感じですが、私たちはペットショップ、トリミングをやっていまして、私たちは2年前から小田先生に依頼して、咬傷事故ではないですけれども、犬の問題行動に関するセミナーを2年連続でやらせてもらっています。

私たちのお店では、販売時にお客様には事故が多いということを伝えているのですけれども、ポスターがあれば私たちも協力しますので、ぜひよろしくをお願いします。

○事務局（境指導係長） 本当にありがとうございます。そういうお申し出をいただける場だとは思っていなかったのですが、本当にうれしいです。ご協力をよろしくお願いいたします。

○鳥越会長 みんなで応援していきましょう。

続きまして、報告事項（3）動物愛護管理センターにおける収容動物管理の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（境指導係長） それでは、こちらのスライドとお手元の資料③に基づきまして、動物愛護管理センターの収容動物管理の取組についてご説明します。

これまでも質問があった譲渡促進の話も出てきますので、よろしくをお願いします。

まず、当センターの動物飼養に関する業務について再確認させていただきます。

センターでは、主に放浪犬の捕獲、迷子や負傷した動物の保護と返還、やむを得ない事情で飼いきれなくなった犬猫の引取りなど、動物収容業務を行っております。また、万が一、大規模な災害が発生した際には、飼育困難に陥ってしまった災害者からのペットの一時預かりや引

取り等を可能性もあるかと思えます。

これらの中でセンターの収容頭数の多くを占めているのが、やむを得ない事情で飼いきれなくなった犬猫の引取り、いわゆる飼育放棄で、もう飼えないので動物愛護管理センターで引き取ってというものです。

本日は、この放棄の部分について、現状の課題と今後の方向性を説明させていただきたいと思えます。

なぜ飼育の放棄が起こるかという点について、相談件数の観点から分析した結果をお示ししたいと思います。

このスライドは、令和元年度から令和7年度までの間にセンターに寄せられた放棄相談数1,700件について、主となる放棄の要因を分類した結果のグラフです。

なお、これは相談件数であって、実際に動物をセンターに収容しないで解決したケースも含まれていることにご留意ください。

放棄の要因で最も多いのが、飼い主の急な入院や死亡、高齢や病気などを理由にした社会福祉的要因が全体の6割を占めています。次いで、ペットの問題行動やペットが高齢になったことによる世話の負担増など、ペット自身の状況を理由とした行動的要因が2割程度、飼い主の引っ越しなどを理由とした環境要因、飼い主の経済的困窮を理由とした経済的要因と続いています。

この分析結果から見えてくることは、センターに放棄される犬猫の多くが、動物の問題ではなくて、飼い主側、つまり人間の問題で飼育放棄されているということになります。

そして、放棄に至る飼い主の背景には、多くの場合、社会福祉的な脆弱性が潜んでいるということです。例えば、犬猫の介護が負担で買い続けることが難しいというような、一見、動物の問題である構造的要因に分類される相談も、しっかり飼い主の話を深く掘り下げて聞いていくと、実は飼い主自身も要介護状態で体力的、経済的に限界であったり、犬の世話を頼めるような親族や友人、知人が周囲にいないといった社会的孤立が根底にあったりします。

つまり、センターが直面している動物の問題は、人と地域の問題になりますので、見えている動物の部分ほんの一部で、その奥には高齢であったり人間関係であったりという社会の問題が潜んでいると言えます。

続いて、実際にセンターに収容された頭数に焦点を当てた場合の実態についてです。

お伝えしたい事項が分かりやすいように、対象を猫のみに絞って説明しますが、グラフは令和5年度から令和8年1月末時点までの間に放棄によってセンターで収容した猫の頭数と、そのうち、多頭飼育崩壊の案件によって収容した猫の頭数をそれぞれ紺色と水色の棒グラフで示したものです。

ご覧いただくと分かるとおり、当センターに放棄される猫の7割が水色の多頭飼育崩壊案件によるものです。

スライドには出てこないのですが、頭数ではなくて放棄の件数で見えていくと、各年度で放棄の件数は40から60件程度で推移していて、そのうち、多頭飼育崩壊案件は6件から12件となっています。件数としては40件から60件あるうちの6件から12件ということで全体の2割にも満たないのですが、頭数ベースで見ると、このグラフのとおり、収容動物の7割を占めてしまうぐらい、多頭飼育崩壊が起こったときの動物収容に対するインパクトは大きいものであるということが分かります。

ここで、先ほどの話とも関連してくるのですが、多頭飼育崩壊の問題の背景には、飼い主の経済的困窮や精神疾患など社会福祉的な問題が密接に関わっているという認識は近年広まっています。

環境省がこういうガイドラインをつくってくれたのですが、実際にガイドラインと私たちが実際に対峙する多頭飼育崩壊を照らして見た場合、やはり、ガイドラインに示す社会福祉問題との関連性は間違っていないように思います。

この左側の図は、昨年度の協議会でもお示ししたと思えますが、多頭飼育崩壊が起きるメカニズムを整理したものです。

川上には貧困、高齢化、孤立といった様々な社会の問題があつて、これらが複雑に絡み合った結果として多頭飼育崩壊が現れると考えられます。

ここまで、放棄の要因について、件数ベース、頭数ベースそれぞれの観点からご説明しましたが、どちらの観点からも飼い主の社会福祉的問題が深く関わっているということがお分かりいただけるかと思えます。

したがって、動物収容に関する課題解決のためには、当センターが行う動物の保護や聞き取りといった結果の部分、川下の対応だけではなくて、川上の問題解決、つまり飼い主自体をケアするために社会福祉部門との連携を進めていく必要があります。従来の動物愛護管理センターは結果の部分しかできてなかったのですけれども、川上の部分で連携を広げて飼い主さん自身の問題を解決していかないと多頭飼育崩壊の問題は減っていかない、そういう構造になっています。

そこで、社会福祉部門との連携を進めていくことの重要性についてさらに具体的にお話をします。

まず、早期発見の観点です。

多頭飼育崩壊案件は、近隣住民が悪臭などに困ってセンターに通報したり、飼い主が飼育に限界を感じてセンターに相談したりすることで発覚するケースがほとんどですが、こういったケースでは、センターが探知した時点では既に状態が重大化、深刻化してしまっていることがほとんどです。

そのため、日常的に飼い主宅を訪問する社会福祉部門の担当者に、事態が悪化する前の初期段階でセンターに相談、通報していただくことで被害を小さくすることができると考えます。

次に、問題の根本解決についてです。

先ほどの説明と重複しますが、多頭飼育崩壊は様々な問題が複雑に絡み合った結果であり、問題の根本である飼い主の社会的、福祉的な問題を解決しない限り、状況の改善や再発防止は見込めません。ですから、再発防止は動物を引き取るだけではできないことだと思いますし、その分野は我々動物愛護行政の専門外になりますので、社会福祉部門との連携が不可欠であると考えます。

当センターでは、令和5年度から、相談シートというものをつくって、生活保護を担っている部署や社会福祉部門で働いている職員がそのシートを用いることで、ペットのことで、犬や猫のことを相談しやすいような環境をつくるということを始めました。今後は、情報共有を図るための連絡会議の定期開催や研修会の開催などを検討して、社会福祉部門との連携をより深めることを検討していく予定です。

センターでは、毎年、複数の多頭飼育崩壊案件に対応しておりまして、その中で、やむを得ず動物たちを引き取っているところですが、それによる重大な課題も起こってきています。

まず、収容環境の逼迫です。

数十頭規模の案件の対応では、短期間に多数の犬猫がセンターに収容されるため、限られた収納スペースがあつという間にいっぱいになってしまいます。収容動物の頭数増加は、日常的な動物の世話や譲渡活動など、業務増量に直接つながるだけではなくて、これはシェルターで働いていると本当に感じる場所ですけれども、主要動物のストレスやそれに起因する体調不良が個体の増加につながります。

これはシェルターでの動物の管理を経験しなければ分らないと思いますし、私も獣医師なので実際に見るのですけれども、動物が増えてくると、普通では考えられないような急な弱り方や亡くなり方をする猫が出てきます。

このことは、動物の福祉的にも問題があると思いますし、他の業務を圧迫することになりますので、大きな課題かなと考えているところです。

また、収容スペースの不足が長く続くことにより、飼い主が死亡して猫が今まきに取り残されているとか、その猫を引き取ってあげないとその猫が亡くなってしまうというような緊急度が高い重大案件に対応できなくなってしまう可能性もあります。

ですから、多頭飼育崩壊を解決するという事は私たち札幌市動物愛護管理センターの大きなテーマですけれども、これから譲渡などをより進めていかないと課題が大きくなってしまふと考えています。

こうした収容環境の逼迫状況を解消するために、やはり譲渡を拡大していかなければいけません。そのためにセンターでは、譲渡機会の拡大、健康管理の促進、情報発信の強化という三

つの取組を強化してきています。

一つ目は、譲渡機会の拡大についてです。

以前は冬期は実施していなかった月2回行っている休日の譲渡会を令和6年度から通年開催としました。第2・第4土曜日は必ず開庁して譲渡会を行っています。また、去年、今年と、動物愛護団体様にも本当に協力していただいて、団体との合同譲渡会の開催や、また、休日開催のときに教育普及事業のセミナーを一緒に行うことによって、譲渡との相乗効果でお客様をたくさん呼べるというような工夫をしてきたところです。

二つ目は、収容動物の健康管理、避妊・去勢手術の推進についてです。

平成30年から連携協定を結んでいる北海道大学獣医学部様には、収容動物の避妊手術、去勢手術を今年度の1月末時点で26件実施していただきました。また、当センターで収容中に死亡した個体を中心に18検体について病理解剖を実施していただきました。得られた所見については、今後の飼養管理、当センターでの猫の飼い方の改善に役立てていこうと考えているところです。

加えて、令和5年度から開始した札幌市小動物獣医師会様所属獣医師による往診業務では、避妊・去勢手術が31件、乳腺腫瘍などの摘出手術、外科処置が5件、その他、体調不良個体の診察や治療方針への助言などは22件実施していただきました。この取組は、収容動物の健康状態の向上や、その後の譲渡につなげるだけではなく、獣医師会の先生方から直接指導を受けながらセンターの職員が手術や処置を行うことで、職員の獣医療技術の向上にも大きく寄与しているところと考えております。本当にありがとうございます。

さらに、今年度積極的に実施しているのが保護ボランティアへの一時預託です。

令和6年度から、健康状態の維持や動物福祉の改善を目的として、一定期間、収容動物を保護ボランティアに預託する取組を行っています。今年度は、けがや病気の個体や慢性疾患により体調を崩している個体など5頭を一時預託して状態の改善につなげた例があります。5件のうち、2頭は預託期間中に譲渡先が決まるなど、譲渡機会の拡大にもつながったところです。

私どもの保護ボランティアに参加していただいている動物病院なのですけれども、こういう弱った子がいるので、一時的に世話をしていただけませんかとお願ひしたところ、本当に別の猫のように元気な姿になってくれました。このケースでは、この子がこの状況から元気になって、新しい飼い主さんのところにつながっていったという結果も得ています。

現在、一時預託の実績のある保護ボランティアは1施設のみとなっているため、今後は、預託先が増えていくとこういうケースが増やせると考えているところです。

次ですが、スライドにお示ししているグラフは、令和5年度から令和8年1月末までのセンターの収容猫のうち、生後7か月以上の大人の猫の譲渡頭数と、そのうち、避妊去勢手術を実施した頭数の実績を示したものです。

センターに収容された時点で手術済みの個体や、高齢や体調不良を理由にあえて手術を実施しなかった個体なども含まれていますが、令和5年度の54.3%だったところから今年度は74.4%まで向上させることができました。

この大幅な上昇につきましては、北海道大学獣医学部様や札幌市小動物獣医師会の先生方のご協力によるものが大きいと思っています。大学での避妊手術の実施や、先ほど紹介させていただいた往診業務によって、うちの職員の手術技術が上がりました。それによって手術数が上昇して74.4%まで達することができております。

譲渡する犬猫の避妊去勢手術の実施は、譲渡先での意図しない出産や新たな多頭飼育崩壊の未然防止、動物自身の病気やストレスの予防など、動物の適正飼養を推進していくに当たって非常に重要な取組であると考えておりますので、次年度以降も引き続き積極的に実施していきたいと考えているところです。

次に、これも譲渡促進のための情報発信ですけれども、取組の三つ目の情報発信の強化は、センターの譲渡活動に関する知名度のアップを図るため、特に力を入れている取組です。

まず、当センターが所有しているXアカウントでは、「推し犬・推し猫」と題して、センターに収容されている猫の特徴や魅力などについて、職員がコメントを添えて紹介する取組を行っています。現在、フォロワー数は9,000を大きく超えており、情報発信に大きく寄与しているものと考えております。

また、それぞれの猫の性格をカレーの辛さに例えて紹介する「にゃんこカレー」や、猫たちの人慣れ度合や年齢の分布が一目で分かる「あいまる猫マップ」というものも行っていきます。幾つかの質問に答えていただくだけで自分の性格や生活スタイルに合う猫が分かる猫タイプ診断など、多数の猫が収容されている中で譲渡希望者が自身のライフスタイルに最適な1匹をスムーズに選べるような工夫に取り組んでいます。

その他、後でお帰りのときにでも見ていただきたいのですが、センターから猫を譲り受ける上で必要となるであろう情報が一まとめになった小冊子を新たにつくるなど、譲渡に関する情報発信に取り組んでおります。

ここまで、多頭飼育崩壊案件の対応などにより逼迫するセンターの収容環境改善のための取組について説明しましたが、こちら取組で全ての課題が解決できるわけではないです。

センターでは、近年、譲渡適性の低い個体の長期収容化ということが大きな課題となっています。例えば、人や他の動物への攻撃性が高い個体、猫エイズウイルス、白血病ウイルスなどの感染症に罹患している個体、慢性疾患がある高齢個体などはなかなか譲渡につながらず、飼養期間が長期化してしまっています。最長のケースでは、人への攻撃性が高いことを理由に譲渡先が見つからず、今年度、センター内で収容中に死亡するまで約4年もの間、収容されていた犬もいました。

収容環境が逼迫する中で特定の個体がスペースを占有することは、管理コストの増大や譲渡回転率の低下などにつながるというふうに見える側面もあります。

また、これら行政側の問題だけではなく、長期収容される動物側にも問題が生じます。多数の動物が収容される行政シェルターという環境は、必然的にその個体が慢性的なストレスを抱えることにつながるため、動物の福祉の観点からも、収容期間はできる限り短くとどめたいというのが本音です。

今後、譲渡適性が低い個体の動物の福祉を担保していくためにも、殺処分の適用基準などをどう考えるか、一時預託もしくは看取り先となる保護ボランティアをどう増やしていくかなど、出口の確保について検討を進めていく必要があります。当然、出口の確保だけではなく、センターに収容される前の入り口の部分についても検討は必要です。先ほど説明した社会福祉部門との連携を含め、ペットを飼いきれなくなってしまう飼い主を減らしていく取組を強化していきたいと考えております。

先ほど、議題（1）のところで数値目標の質問をいただいたのですが、今、私たちの数値目標というのは、この右側にある札幌市動物愛護管理推進計画にのっとってできた目標になります。これは10年前にできたものなので、改定の時期が来しました。そこで、令和8年度と9年度の2年をかけて、第2次札幌市動物愛護管理推進計画を策定していく予定になっておりますが、この策定の際には、委員の皆さんにもたくさん意見をいただくこととなりますので、ぜひ忌憚ないご意見をいただくなどのご協力をお願いいたします。今後ともよろしく願いいたします。

以上で、議題（3）の説明は終わらせていただきます。

○鳥越会長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

○勝田委員 今、一時預託先が1か所あるということでしたが、それは動物病院なのでしょうか。

○事務局（境指導係長） 動物病院です。

○勝田委員 これから増やしていく方向というのはあるのでしょうか。

○事務局（境指導係長） 実は、狂犬病の注射を打ってくださる業務は北海道獣医師会に委託しているのです。今年度、委託の説明会の際にこういうシステムありますので、この保護ボランティアはどうですかというチラシを入れさせていただきました。今のところは反応がないのですが、もし参加してくれる病院があれば連絡を取れるような体制にはなってきたと考えています。

○勝田委員 それでは、獣医師会には積極的に働きかけをしているということですね。

○事務局（境指導係長） そうですね。まだチラシを配った程度ではあるのですが、手を挙げてくれる病院が増えてくると、こういう個体が増えてくると思っています。

○勝田委員 今、北海道獣医師会では、オホーツクになりますけれども、地方の動物愛護部会

ができて、本部のほうでも部会を持ったほうがいいのではないかという声が多く上がっている  
ので、プッシュしてください。

○鳥越会長 今のお話ですけれども、確かにチラシは見たのですが、内容はよく分からないの  
で、今度、ちゃんとした説明をいただければ、こちらでしっかり募集したいと思います。

○事務局（境指導係長） ありがとうございます。

○鳥越会長 他にご質問はありませんか。

私から一つです。

先ほど、多頭飼育崩壊の件で社会福祉部門のほうから行くとおっしゃっていましたが  
も、生活保護を受けている方というのは規制をかけることができるのですか。

○事務局（境指導係長） ペットを飼うことの規制ということでしょうか。

○鳥越会長 はい。

○事務局（境指導係長） その話を聞いてみたことはあるのですけれども、一律に生活保護を  
受けているからペットを飼っては駄目という規制はできないようです。

○鳥越会長 うちの病院にも、生活保護を受けているから治療代を払えないと言う方が来られ  
るのです。

○事務局（境指導係長） 担当している職員と話したところ、生活保護というのは権利を制限  
するものではないので、ペットを飼う権利までは制限することはできないという説明を受けま  
した。

○鳥越会長 多頭を飼育されている方に制限をかける方法はあるのでしょうか。

○事務局（境指導係長） 多頭飼育崩壊については、極端な話、30匹飼っていても、福祉を  
担保できているきれいな環境で飼っていれば問題ないのですけれども、ふん尿が堆積してい  
るとか、動物の遺体が放置されている中で飼われているとか、そういったものはネグレクト、虐  
待に当たるということが動物愛護法の中で明確に言われました。ですから、そちらの方面から  
私たちがきっかけとなって対処していくことになると思います。

ただ、私たちやっているのは結果の部分だけで、その上流の部分はどうしても福祉部門で実  
際に働いているプロたちにお話ししなければいけないので、連携を密にして、引き取って終  
わりではなくて、その後を引き継いでということが必要なのかなと思います。

○鳥越会長 その情報というのはすぐに伝達されるものなのですか。

○事務局（境指導係長） 私が一般職でいた十数年前は全然駄目だったのです。この方は生活  
保護を受けているのではないかというところでも一切情報はなかったのですけれども、スライ  
ドの中で紹介した相談シートや動画研修というものをやってから風向きが大分変わりました、  
私どもセンターからも、こういう方がいるのですけれども、福祉にちゃんとかかっていますか  
と相談することもあるし、逆に福祉部門から、市民がペットを飼っていて困っているのだけ  
ども、相談に乗ってくれないかということが増えてきました。

この二、三年で大分連携できるようになってきましたし、まだ数は少ないですけれども、多  
頭飼育崩壊になる前に未然に防げたケースも出てきていますので、効果は実感しているところ  
です。

○鳥越会長 他にありませんか。

○勝田委員 今、福祉のほうで当会が行っているのは、ペットのヘルパー制度です。今、2年  
をかけて法律面についてはクリアしたところなので、今度、介護福祉外のサービスという形で  
札幌市で試験的にやることになると思います。

ただ、そうなってくると、動物愛護団体なのですけれども、気持ちだけではできないので、  
適正に収容してきたペットが飼われているのかどうか、今後、愛護団体を監視すると言ったら  
変ですけれども、獣医師会との連携で管理するような制度ですね。その制度の中に必ず獣医師  
会が入っているような状況でなければならないと思っています。やはり、気持ちだけで受けて  
しまって崩壊寸前の団体もたくさんあるので、そこは今後やっていかなければならないと思  
いますし、要介護、要支援を受けている方々で、ペットを一頭でも飼っていれば、もうSOS案  
件に近いと思うのです。そこを事前にどうしていくかということ福祉の分野と一緒にやって  
いかないと、明日、施設に入るのだけれどもとか、もう入院したのだけれどもということ  
はならないような気がするのです。

○事務局（境指導係長） おっしゃるとおり、明日施設に入るのだけれどもという相談はすごく多いのです。

年間で400頭ぐらい入ってくるから、もしかしたら安易に引き取っているのではないかと思われがちかと思うのですけれども、そうではなくて、まずは自分で飼い主を探す努力をしてみてくださいと説得するのです。その上で、どうしようもなかったら引き取るという流れなのですが、やっぱり、明日施設に入ると言われてしまうと、明日入院するのだと言われてしまうと、これは引き取らざるを得ないのです。

ですから、多頭飼育崩壊の対応とつながると思うのですけれども、この図で言う川上に対する周知ですね。本当に動物を飼える状況なのかというところの問いかけになるのだと思うのです。

先ほど会長からもありましたけれども、医療にかけることができないのにペットを飼いつけるというのはなかなか厳しいです。医療なしでペットを飼うということは難しいです。ですから、私たちが川下の対応をしつつ、職員に対する知識というのは動画研修などで大分できているので、さらにその先にあるこの方たちですね。

ただ、こういう人たちは、情報を取りには来ないので、情報が届きづらい方々なのです。そこも課題なのです。ですから、この人たちに直接問いかけることができるとしたら、私たちが社会福祉部門の方々と一緒にその方の家に行ってみて、動物の飼育状況を確認してみたり、多頭飼育崩壊をさせる方の多くは、その状況がネグレクト、動物虐待に当たるということに気づいていないのです。ふん尿が堆積している、猫がそこで死んでいる、そこで他の猫は生活している状況が当たり前になっているから、それが異常な状況だということにさえ気づかなくなっているのです。ですから、そういうことに気づかせるための説得とか、そういうことを社会福祉部門の方々と地道にやっていく必要があると思います。こういう方たちには、私たちが一般的にやっているポスターなどを使ったような啓発では全く届かないので、そういう地道な活動は一つ必要なのかなと考えているところです。

○鳥越会長 他にありませんか。

○古屋委員 資料3は非常によくまとめられていると思うのですけれども、14ページの今後の課題のところ、殺処分の見直しという言葉があります。恐らく、猫のことではないかと思うのですけれども、多頭飼育崩壊などのジレンマがあって収容しきれないと。ある自治体では、殺処分の9割を減少させる方向で進めて、3年以内にゼロにするという報告もあるようですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○事務局（境指導係長） 実は、今年、札幌市は殺処分がゼロになりかかったのです。犬はもう長年ゼロなのですけれども、猫についても、この数年は、病気で生きていることがつらいという状況の子以外は殺処分をしていなかったのですが、譲渡が進んでおかげでそういう子さえもいなかったのです。ただ、2週間ぐらい前なのですけれども、乳がんが転移してしまって、さすがにこれ以上は生かしておけないというものを1匹殺処分しただけなのです。

ですから、他の自治体とは事情が違って、実は殺処分ゼロをほぼ達成できているのです。ただ、スライドの中にあつたとおり、長期収容という課題が出てくると、多頭飼育崩壊で高負荷にばんと収容してしまったときに、ストレスによって本当にびっくりするぐらい体調を崩す猫が出てくるのです。そういうことを解決するには、ただただ長期収容しているのが正しいシェルターの在り方なのか、そういったところを検討していく必要があるという問題提起のために、殺処分適用基準に関する見直しと書かせていただきました。

実は、殺処分ゼロはほぼできていますし、札幌市民の皆さんのおかげですが、他の自治体と比べても譲渡の推進ではすばらしい数字が出ているのです。ただ、動物たちが収容中にどういうふうに死んだかというあたりは数字に出ないのです。それは、現場で動物たちの収容の状況を見ている我々職員や実際に世話をしている方々しか分からないところですが、ただただ収容していて猫たちが高ストレスの状況にあるのが正しいのかどうか。

そういうところについて、私たちが案を出していくことになるのですけれども、第2次計画を策定する中では、シェルターでの動物の在り方、過ごさせ方を議論して決めていかなければいけないと思っています。

もしかしたら期待した答えとは違うかもしれないのですけれども、殺処分はほぼゼロなので、

大分できているほうだと認識しているところです。

○鳥越会長 他にございませんか。

○中川委員 二つお聞きしたいことがあります。

今、札幌市は社会福祉部門の方との連携を取って、少しずつ生活保護を受けている方などの改善にという話を聞いたのですけれども、他の地域でこういう取組をしているところはあるのですか。

○事務局（境指導係長） 他のところのデータを取っていないので分からないのですが、実は、私たちが多頭飼育の取組を始めたきっかけになったのは、環境省のガイドラインが発行されてからなのです。

言ってみれば、そのとおり対応を始めたところなので、きっと始めているところは他にもあると思いますし、このセンターができたときに、たくさんの自治体が見学にいらっしやいました。その中で、この相談シートの活用の仕方は他の自治体からもかなり質問があったので、今は私どもと同じように相談シートを活用している自治体もあるのではないかという気がします。

○中川委員 そういうところと連携を取って情報を取り合いながらやると、よりいい結果になるのではないかと考えて質問しました。

○事務局（境指導係長） ありがとうございます。

私どもも出張の機会がありますので、そういう機会を捉えて他の自治体の取組状況をしっかり聞いて、私どもの取組に生かしていければいいなと考えています。

○中川委員 もう一つですが、先ほど、多頭飼育崩壊をしたところにはお話を聞きに行っているということでしたけれども、その後にもまた多頭飼育になっているケースは今まであったのでしょうか。

○事務局（境指導係長） 残念ながら、ないとは言えないのです。

多頭飼育崩壊を手がけて、ずっと引き取り続けていたのだけれども、ぱたりと連絡が取れなくなって、連絡が取れない間にまた増えてしまっていて、再び連絡が取れるようになったときにはまたいっぱいいたということはあります。今はその方とはしっかり連絡を取ることができて改善できたのですけれども、やっぱり再発はあると思います。ですから、再発がないように、絶対に増えないような状況になるまでは引き取り続けています。

引取りの優先順位も、妊娠している可能性が高い雌から優先的に引き取ってみたり、飼い主側がゼロ頭にはしたくないと言った場合であっても、必ず手術をすとか、手術ができないのであれば、管理できないところに雌を残すのは危険なので、絶対に室内飼育することを約束させた上で雄を1匹だけ残すとか、できる限り再発させない努力はしているのですけれども、連絡が取れなくなって再発してしまったというケースはやっぱりあります。

○中川委員 今、札幌市が取り組んでいる教育普及事業も、いろいろな意味で札幌市民にいろいろと情報発信できると思いますので、そんなところからも多頭飼育の話がまた出てくればいいなと思いました。

○鳥越会長 他にございませんか。

○大谷委員 今の議論に関連する部分もあるのですけれども、12ページで避妊・去勢手術の実施割合を出していただいています、上昇傾向にあるということで、ハードワークには頭が下がるばかりです。

そこで、74.4%の実施率の場合、25.6%は手術をせずに出しているということになると思うのですけれども、ご説明の中で既に避妊、去勢をされているものも含まれると言われていたと思います。この25.6%はそういう意味なのですか。

○事務局（境指導係長） 避妊の手術をしないで出て行っている子もいます。昨年の協議会の場で100%を目指してくださいと明確に言われまして、今でもそこを目指すべきだとは思っていますが、今年はまだ実施率が上がっている途中というところにとどまっています。

ただ、昨年も全く同じことを言ってしまったと思うのですが、避妊手術、去勢手術をしないで出ていく場合には、譲渡前面談のときに何としても必ず手術してくださいねというお話をしつつこくした上でということにしています。

○大谷委員 私は北海道大学獣医学部のスタッフでもありますので、この数は増やしていかな

ければならないと考えているのですけれども、実際に100%にならない要因はどのようなふう  
に考えていらっしゃいますか。

○事務局（境指導係長） 一つは、うれしい誤算と言っはいけないのかもしれませんが、手術をしていない子にも譲渡機会は与えていまして、猫の飼養室にいます。手術をしている子のほうが譲渡率は高いのです。もらってから動物病院に連れて行って手術するよりも、もう手術が終わっているほうが経済的にもいいのだけれども、手術が終わってなくてもこの子がいいと言う方がやっぱりいらっしゃるのです。

そういうときに、実施率100%を目指すのであれば、この子はまだ手術が終わっていないから譲渡をしませんと言うのが筋だと思うのです。そこで私たちのジレンマとして起こってくるのは、猫の収容の密度を少しでも減らしたいのです。

なぜそのように考えてしまうかという、やむを得ない事態で引き取らなければいけない猫たちがいつ入ってくるか分からないというのが1点と、猫が高密度になってくると体調を崩す猫がいっぱい出てくるので、そのジレンマがあって、手術が終わってなくても譲渡してしまっているところがあります。

ただ、昨年、明確に言われているように、100%は目指さなければいけないところだと思うので、この3年間で自前での手術を大分できるようになってきましたので、もっと上げられるように努力をしていこうと考えています。

○大谷委員 本学でやられている分と、獣医師会の先生方が往診で来られてやられている分と、センターでもこのスタッフさんが実際にやられているということですね。

○事務局（境指導係長） やっております。

○大谷委員 割合的にはどのくらいになるのですか。

○事務局（境指導係長） 今年に限っては、自前でやった数が一番多いです。その次は札幌小獣様にやっていただいた数で、その次は、北海道大学獣医学部様という感じになっています。

○大谷委員 増やせそうなのはどこですか。

○事務局（境指導係長） 自分たちの頑張りで増やせるというところの可能性が一番高いと思います。他の業務もあるので、なかなか簡単ではないのですが、頑張りによって増やせるのは自前かなと思います。

獣医師会の先生たちは、すごく無理をしてくださっています。往診業務の委託契約の中では3時間半ぐらいセンターにいてくれればいいと伝えているのですが、無理して長くいてくださる先生もいるのです。それでも、避妊手術後だと頑張っても4匹ぐらいかなというところなのです。それでも時間がはみ出せたりするので、さすがにこれ以上の無理は言えないと思っています。また、北海道大学は授業の一環でやっていますから、きっと頭数制限があると思いますので、今以上に増やせるとしたら、我々がより効率的に手術のスピードをアップしてというところかと思っています。

○大谷委員 例えば、避妊、去勢をせずに譲渡した場合に、獣医師会所属のこの病院で絶対に避妊、去勢をしてねという約束事をすることはできるのですか。

○鳥越会長 獣医師会として病院を指定するということはしないほうがいいと思うのですけれども、どこかの団体は、避妊しましたという証明を獣医師にもらって送ってくるようにしています。そうすると、どのくらいの割合で避妊しているのかが分かるのではないのでしょうか。

○事務局（境指導係長） おっしゃるとおりですね。それは業務量的にも紙一枚から始められる業務だと思うので、それはちょっと考えます。手術しないで出た2割のうち、何割がちゃんと手術しているのかが分かってくる可能性があるということですね。ありがとうございます。

○大谷委員 また、預託の保護ボランティアは基本的に動物病院になるという認識でよろしいのですか。

○事務局（境指導係長） 預託というのは、病気の子の状態をできるだけよくしようということになります。うちの保護ボランティアはハードルが結構高くて、まずは市民団体登録をして法人でなければいけなかったりという条件があるので、今回、札幌市獣医師会にチラシを配らせていただいたのですけれども、基本的には動物病院ということになると思っています。

○大谷委員 もしこれから増えたとして、その病院で避妊・去勢手術ということも可能なので

すか。一時預かりの間に病院で実施するという事です。

○事務局（境指導係長） そこまでは想定していません。

お願いするほうのスタンスとしては、一般状態がある程度改善するまで預かっていただけたら十分かなと思っています。結局、こういう個体が出てくるということは、その枠を超えてやってくださっているということですが、手術までは想定していません。

私は過去に動物病院への勤務経験がありますので、その目線から見た場合ですが、病院側は結構リスクを負うのです。感染症のことを考えなければいけないのです。そういうこともあるので、保護ボランティアだから手術までというところまではなかなかお願いしづらいです。

○鳥越会長 他にありませんか。

○岡田委員 話としては重くなりますが、協会にいたときに環境省の動愛室の方と随分話をしたのですが、なかなか出てこないものが、この最後に出ている殺処分の適用基準です。その問題はすごく重くて、これを俎上に上げてみんなで話し合うことがなかなか難しいという話がありました。

ただ、殺処分ゼロというすごい目標が出て、どこの県では推進しましたというふうになると、それが免罪符になって、多頭飼育をしていて、その人が行政処分を受けても殺処分にはならないよねという安易な考えも出てくるのではないかと思うのです。

この間の3月8日に、成城大学の法律の先生による致死処置についての勉強会がありました。いろいろな先生から話があったのですが、ずっと聞いていると、生かすことも大事だけれども、致死ということもしっかり考えていかないとこれからは難しくなるのだろうという話でした。

ですから、来年度以降の検討課題の中では致死の問題もしっかり捉えて、例えば、このセンターでも、こういうことでこの子とこの子は致死処分をしましたということも情報公開していくほうが今後の事業運営の上でもいいのではないかという気がします。

○鳥越会長 他にご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○鳥越会長 最後に、会議全体を通じてご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

○勝田委員 ここで話題にはなっていなかったのですが、最近、特に問題になっているのは第二種動物取扱業です。私は両方持っていますが、第一種動物取扱業は、センターが指導したり、改善を求めたり、ストップしたりということが出来るのですが、第二種動物取扱業は、ほぼボランティアみたいな形でやっていて、ひどい状態というのがかなりあるのです。多頭飼育崩壊ではないですが、受けては入れて、受けては入れて、とてもではないけれども、どうにもならないと、そこに入っているボランティアからの苦情が来たりするのです。

それは札幌市だけではなくて道内全体に関することなのですが、運営していくために多頭飼育崩壊をして寄附を得るという悪循環で、シェルターに入ると、多頭飼育崩壊よりも悪い状態になっていることのほうが多くて、私が知り得るだけでも7件以上あります。今、函館では強制捜査が入って警察案件になっているものもあるので、愛護団体の私が言うのも何なのですが、これを見つけていかないと、良心で保護をしているけれども、その後の動物福祉についての責任が第二種という壁でどうにもならなくなっているというのが札幌市内だけでも多く見られています。そこは考えていかなければならないと思っています。

○事務局（境指導係長） まず、第二種動物取扱業を持っていても一般飼い主としての責任は当然あるわけで、多頭飼育崩壊は許されません。ですから、飼い方の面から私たちが指導するという事はできると思いますし、団体が抱え過ぎるという問題は昔からありますので、そこに対する指導もしっかり考えていなければいけないと思います。

○鳥越会長 他にありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○鳥越会長 ご意見がなければ、本日の議事はこれをもって全て終了といたします。

本日は、皆様からのご意見をたくさん賜りまして、管理センターとしても大変有意義な時間だったのではないかと考えております。

皆様方のご協力、本当にありがとうございました。

会議の進行を事務局にお返しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（千葉動物愛護管理センター所長） 鳥越会長、委員の皆様、本当にどうもありがとうございました。

本日の会議録につきましては、後日、皆様に送付させていただきますので、ご査収いただければと思います。

閉会に当たりまして、本来であれば部長の吉津からご挨拶を申し上げるところですが、所用により退席しておりますので、私から、一言、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日、鳥越会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほどご説明させていただきましたとおり、現在の札幌市動物愛護管理推進計画も、その実行期間が3年経過しまして、残すところはあと2年となりました。来年度から次期の計画の策定に向けた検討作業を本格化させていく予定としております。

例えば、指標についても、本当にこれがいいのか、悪いのか、また、時代に沿ったものなのかどうか、もう達成しているから数を削ってもいいのではないかなど、いろいろあろうかと思っておりますので、そういった部分につきましてもこれから皆様のご意見をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

本市が掲げております「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」という目標がありますけれども、この実現に向けて取り組んでまいりますので、今後ともご助言、ご提言くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、本日の協議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上